【総合取引約款 新旧対照表（2026 年 12 月 1 日）】（下線部分変更箇所）

旧	新
総合取引約款	**総合取引約款**
（約款の趣旨） 第　1　条　　1．この約款は、お客さまと第一生命保険株式会社（以下「当社」といいます。）との間の投資信託受益権等（投資法人の投資証券を含む。）の取引、それに付随する業務に関する取扱い及び投資信託受益権振替決済口座に関する取扱等（以下「総合取引」といいます。）について、お客さまと当社との間の権利義務関係を明確にするための取り決めです。	**（約款の趣旨）** 第　1　条　　1．この約款は、お客さまと第一生命保険株式会社（以下「当社」といいます。）との間の投資信託受益権等（投資法人の投資証券を含む。）の取引、それに付随する業務に関する取扱いおよび投資信託受益権振替決済口座に関する取扱等（以下「総合取引」といいます。）について、お客さまと当社との間の権利義務関係を明確にするための取り決めです。
（総合取引の申込み） 第　3　条　　個人のお客さまは、当社所定の口座開設画面から総合取引をお申し込みいただき、法人のお客さまは、当社所定の「投資信託総合取引申込書兼振替決済口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。申込み後、当社がこれを承諾して所定の手続きを完了した場合に限り、総合取引を開始することができます。	**（総合取引の申込み）** 第　3　条　　個人のお客さまは、当社所定の口座開設画面から総合取引をお申し込みいただき、法人のお客さまは、当社所定の「投資信託総合取引申込書兼振替決済口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。ただし、未成年者特定累積投資勘定を設定する個人のお客さまは、当社所定の「投資信託総合取引申込書兼振替決済口座開設申込書」にてお申し込みいただきます。申込み後、当社がこれを承諾して所定の手続きを完了した場合に限り、総合取引を開始することができます。
（届出事項） 第　5　条　　お客さまには、前条の申込みにあたって、個人の場合においては、住所、氏名、個人番号、生年月日、職業、投資目的等、法人の場合においては、届出印、所在地、名称、代表者等の役職氏名、法人番号、事業内容、投資目的及び実質的支配者等を届け出ていただきます。	**（届出事項）** 第　5　条　　お客さまには、前条の申込みにあたって、個人の場合においては、住所、氏名、個人番号、生年月日、職業、投資目的等、法人の場合においては、届出印、所在地、名称、代表者等の役職氏名、法人番号、事業内容、投資目的および実質的支配者等を届け出ていただきます。
（届出事項の変更） 第　7　条 3．お客さまから第1項の届出がないため、当社からのお客さま宛ての通知若しくは送付書類その他のものが延着したり、又は到着しなかった場合、当社は通常到着すべき時に到着したものとして取り扱うことができるものとします。	**（届出事項の変更）** 第　7　条 3．お客さまから第1項の届出がないため、当社からのお客さま宛ての通知もしくは送付書類その他のものが延着したり、または到着しなかった場合、当社は通常到着すべき時に到着したものとして取り扱うことができるものとします。

（営業日） 第　９　条 ⑷前日及び翌日が国民の祝日である日	**（営業日）** 第　９　条 ⑷前日および翌日が国民の祝日である日
（申込不可能日） 第　10　条　　この約款において各取扱商品の「申込不可能日」とは、当該商品の定める当該商品の取得の申込み又は解約及び買取請求（以下「解約等」といいます。）の実行請求をすることができない日のことをいいます。	**（申込不可能日）** 第　10　条　　この約款において各取扱商品の「申込不可能日」とは、当該商品の定める当該商品の取得の申込みまたは解約および買取請求（以下「解約等」といいます。）の実行請求をすることができない日のことをいいます。
（取得の申込み） 第　11　条 ３．取得に際しては、各商品を取扱う投資信託委託会社の定める手数料又は当社の定める手数料を負担していただきます。 ４．申込代金の全部又は一部の支払いが銀行振込による場合には、お客さまの取得の申込みがあった日が以下の各号のすべてを満たすとき、当社はその申込日当日に取得申込みの手続きを行います。なお、以下の各号のいずれかが満たされない場合には、当社はその申込日の翌営業日以降で最初に各号のすべてを満たす日に取得申込みの手続きを行います。	**（取得の申込み）** 第　11　条 ３．取得に際しては、各商品を取扱う投資信託委託会社の定める手数料または当社の定める手数料を負担していただきます。 ４．申込代金の全部または一部の支払いが銀行振込による場合には、お客さまの取得の申込みがあった日が以下の各号のすべてを満たすとき、当社はその申込日当日に取得申込みの手続きを行います。なお、以下の各号のいずれかが満たされない場合には、当社はその申込日の翌営業日以降で最初に各号のすべてを満たす日に取得申込みの手続きを行います。
（解約等の取扱い） 第　12　条 ⑴お客さま又は当社が商品の解約等の実行を請求した場合 ２．前項各号の場合、当社は原則として次条第２号に定める方法により解約代金及び譲渡代金（以下「解約代金等」といいます。）のお支払いをいたします。	**（解約等の取扱い）** 第　12　条 ⑴お客さまたは当社が商品の解約等の実行を請求した場合 ２．前項各号の場合、当社は原則として次条第２号に定める方法により解約代金および譲渡代金（以下「解約代金等」といいます。）のお支払いをいたします。
（金銭の受渡清算方法） 第　13　条　　金銭の受渡しの方法は以下の各号の通りとします。	**（金銭の受渡清算方法）** 第　13　条　　金銭の受渡しの方法は以下の各号のとおりとします。
（MRF累積投資口座の特則） 第　16　条 新設	**（MRF累積投資口座の特則）** 第　16　条 ７．特定課税未成年者口座においては本条の規定を適用しません。
（指定銘柄） 第　18　条　　１．投信積立サービス（以下「本サービス」といいます。）によっ	**（指定銘柄）** 第　18　条　　１．投信積立サービス（以下「本サービス」といいます。）によっ

て取引できる商品は、取扱商品の中から当社が選定した銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。なお、当社の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」に基づき、お客さまが非課税累積投資契約を利用した投信積立サービス（以下「つみたて投資枠での取引」といいます。）で取引できる投資信託の銘柄については、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」のほか本約款の規定にも従います。	て取引できる商品は、取扱商品の中から当社が選定した銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。なお、当社の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」に基づき、お客さまが非課税累積投資契約または特定非課税累積投資契約を利用した投信積立サービス（以下「つみたて投資枠での取引」といいます。）で取引できる投資信託の銘柄については、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」のほか本約款の規定にも従います。
3．本サービスの指定銘柄の申込単位は、1銘柄あたり1千円以上1円単位の金額とします。ただし、お客さまが当社の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」に基づき、つみたて投資枠での取引の買付けをする場合は、当該指定銘柄の取得価額（申込単位である金額から、所定の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は申込単位と同額とします。以下、本項において同じ。）の各年ごとの合計額（つみたて投資枠での取引で複数銘柄の買付けを申込む場合は、申込む全銘柄の取得価額の各年ごとの合計額）が 120 万円を超えることとなるような申込単位の指定はできません。	3．本サービスの指定銘柄の申込単位は、1銘柄あたり1千円以上1円単位の金額とします。ただし、お客さまが当社の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」に基づき、つみたて投資枠での取引の買付けをする場合は、当該指定銘柄の取得価額（申込単位である金額から、所定の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は申込単位と同額とします。以下、本項において同じ。）の各年ごとの合計額（つみたて投資枠での取引で複数銘柄の買付けを申込む場合は、申込む全銘柄の取得価額の各年ごとの合計額）が 120 万円（未成年者特定累積投資勘定においては 60 万円）を超えることとなるような申込単位の指定はできません。
（申込み方法） 第 19 条　1．本サービスの申込みは、あらかじめ又は同時に第3条の総合取引を開始いただいたうえで、当社所定の画面において振替金融機関口座として金融機関の預金口座をご指定のうえご登録いただくこと又は「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」をご提出いただくことによって行います。	**（申込み方法）** 第 19 条　1．本サービスの申込みは、あらかじめまたは同時に第 3 条の総合取引を開始いただいたうえで、当社所定の画面において振替金融機関口座として金融機関の預金口座をご指定のうえご登録いただくことまたは「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」をご提出いただくことによって行います。
（指定預金口座からの振替） 第 20 条　指定銘柄の取得のためにする申込代金の支払いは、お客さまが当社所定の画面又は「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」で指定した金融機関の預金口座から、当社があらかじめ指定した収納代行会社（以下「指定収納代行会社」といいます。）が原則として毎月 26 日（休業日の場合は翌	**（指定預金口座からの振替）** 第 20 条　指定銘柄の取得のためにする申込代金の支払いは、お客さまが当社所定の画面または「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」で指定した金融機関の預金口座から、当社があらかじめ指定した収納代行会社（以下「指定収納代行会社」といいます。）が原則として毎月 26 日（休業日の場合は

営業日）に振り替えることによって行います。なお、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」で指定する印鑑は各金融機関へのお届出印によるものとします。	翌営業日）に振り替えることによって行います。なお、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」で指定する印鑑は各金融機関へのお届出印によるものとします。
（買付時期及び価額） 第　21　条 3．第1項にかかわらず、指定銘柄の投資信託委託会社が買付の申込みの受付を中止又は取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能となった日に買付を行います。	**（買付時期および価額）** 第　21　条 3．第1項にかかわらず、指定銘柄の投資信託委託会社が買付の申込みの受付を中止または取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能となった日に買付を行います。
（選定銘柄からの除外） 第 22 条 (1)選定銘柄が償還されることとなった場合、若しくは償還された場合	**（選定銘柄からの除外）** 第　22　条 (1)選定銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合
（解約等） 第 24 条 (5) お客さまが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を行っていると認められた場合又はその疑いが合理的に認められる場合	**（解約等）** 第　24　条 (5) お客さまが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を行っていると認められた場合またはその疑いが合理的に認められる場合
（新設）	**（取引の制限）** 第　25　条　　当社は、お客さまが当社が必要と認める情報提供を行わない場合、その他当社が相当な事由をもって判断した場合には、入出金を含むお客さまの取引または本サービスの提供の全部または一部を停止することがあります。なお、取引または本サービスの提供を再開する場合には、当社所定の手続きが必要となります。
（免責事項） 第　25　条　　当社は以下の各号の損害についてはその責を負いません。 (1)当社が、当社所定の書類に押なつされた印影と届出印が相違ないものと認め、投資信託受益権振替決済口座に係る手続きを行ったこと又は金銭を返還したことにより生じた損害 (3)当社が、当社所定の書類に押なつされた印影が届出印と相違するため、投資信託受益権振替決済口座に係る手続きを行わなかったこと又は金銭を返	**（免責事項）** 第　26　条　　当社は以下の各号の損害についてはその責を負いません。 (1)当社が、当社所定の書類に押なつされた印影と届出印が相違ないものと認め、投資信託受益権振替決済口座に係る手続きを行ったことまたは金銭を返還したことにより生じた損害 (3)当社が、当社所定の書類に押なつされた印影が届出印と相違するため、投資信託受益権振替決済口座に係る手続きを行わなかったことまたは金銭を

還しなかったことにより生じた損害 ⑹天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続き及び投資信託受益権振替決済口座に係る手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害 ⑺電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害	返還しなかったことにより生じた損害 ⑹天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受または寄託の手続きおよび投資信託受益権振替決済口座に係る手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害 ⑺電信または郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
（合意管轄） 第　26　条	**（合意管轄）** 第　27　条
（本約款の変更） 第　27　条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに相当の方法により周知します。	**（本約款の変更）** 第　28　条　この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに相当の方法により周知します。
附則 **（経過措置）** 第　1　条　改正後の第 19 条、第 20 条および第 21 条第1項の規定にかかわらず、2024 年9月 11 日 15 時 00 分前に受付けた投信積立サービスの新規申込・変更の申込については、同年同月 30 日が振替日となり、従前の例によるものとします。	**（削除）**
2026年9月26日	2026年12月1日